

平成 27 年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	紀北町長 尾上壽一
施設名称	海山不燃物処理場
設置場所	北牟婁郡紀北町海山区船津 349 番地 1
問合せ先	0597-36-1313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第四号	一般廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃ごみ	22.72t	18.93t	18.27t	35.98t	17.56t	16.67t	19.9t	39.31t	39.85t	23.1t	28.39t	30.57t

ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	平成 27 年 5 月 24 日	良好	—	—

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始後（地下水）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0003 mg未満)
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.1 mg未満)
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.1 mg未満)
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.01 mg未満)
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)

四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0002 mg未満)
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0004 mg未満)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.004 mg未満)
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0006 mg未満)
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0002 mg未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0003 mg未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0006 mg未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（河川水）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0003 mg未満)
全シアン	検出されないこと。	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.1 mg未満)
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.01 mg未満)
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
アルキル水銀	検出されないこと。	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.1 mg未満)
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0002 mg未満)
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0004 mg未満)
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)

シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.004 mg未満)
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0005 mg未満)
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0006 mg未満)
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0002 mg未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.001 mg未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0003 mg未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.0006 mg未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 8 月 4 日	検出せず (0.002 mg未満)

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

二 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	—	—	—

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	平成 28 年 3 月 31 日	20 m ³